

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に  
関する法律の一部を改正する法律

一八

## ◎地震防災対策強化地域における地震 対策緊急整備事業に係る国の財政上 の特別措置に関する法律の一部を改 正する法律

(平成二十七年三月三十一日法律第八号(衆

### 一、提案理由(平成二十七年三月二十四日・衆議院本会議)

○梶山弘志君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業の実施状況に鑑み、同地域における地震防災対策の一層の充実強化を図るため、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年延長し、平成三十二年三月三十一日までとするものであり、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしております。

本案は、去る二十日の災害対策特別委員会におきまして、閣の意見を聴取した後、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。何とぞ速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

### 二、参議院災害対策特別委員長報告

(平成二十七年三月三十一日)

○秋野公造君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施状況に鑑み、その有効期限を平成三十二年三月三十一日まで五年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。